

永曆重修『寧洋県志』について

参考書誌研究・第二八号（一九八四・一〇）

土屋紀義

当館所蔵資料のうち、「寧洋県志」九卷合一冊（原二冊）へ請求記号一六一―一―とて中国の地方志がある。分量は少なく、内容からいっても、さしてすぐれたものとも思えない、およそ見栄えのしないとるにたらないと思われる資料である。

ところが、現物をちよつと子細にみてみると、いささかひっかかるところがでてくる。国立国会図書館参考書誌部編『中国地方志総合目録』（同館一九六九年刊）二五五頁に載っているところに「永曆二十九年（一六七五）序刊本」とあるように、この『寧洋県志』には、「永曆二十九年歲次乙卯仲春文林郎知寧洋県事金基謹序」という序が付けられているのである。ところで、この「永曆」という年号、いささかでも、明王朝が滅亡し清王朝が中国をその支配下におさめてゆく歴史の過程について知識を持つものにとっては周知のとおり。崇禎十七年（一六四

四）三月、李自成ひきいる民衆叛乱軍が北京に進入し明朝最後の皇帝崇禎帝は、景山に自縊した。李自成軍は、続いて中原の地に進入してきた満州族の軍隊に打ち破られ、清朝の中国支配への道がひらけつつあった。この内乱のなかで、明朝の残存勢力は、中国南部にいくつかの亡命王朝を形成して、清朝に対する抵抗をおこなった。史家は、これら諸王朝を一括して南明とよんでいる。そのなかで、清の年号でいうと順治三年（一六四六）、明の宗室の一人、桂王朱由榔が奉戴され、現在の広東省の肇慶に都したのが、永曆の年号を用いる、所謂永曆王朝であった。

その永曆の年号を記す序文を載せる『寧洋県志』は、いわば明の遺民によつて刊行されたことになる。その点で、いささかの珍らしさを持つ資料なのである。ただし、もう少し具体的に見て行くと、このあたりの事情、やや複雑である。つま

り、「永曆二十九年」という数字が問題となる。永曆二十九年すなわち西曆一六七五年、清朝の年号でいうと康熙十五年である。崇禎帝の死よりおよそ三十年、その頃、永曆政権がまだ存在していたかという、実は、すでにそのようなものは、とうのむかしに雲散霧消していたのである。今、手もとにある小さな年表でみると、南明の諸王朝のなかでも、最後まで余命を保っていた永曆王朝も、その十五年をもつて滅亡し、ここに、明は亡びたとある。時に清の順治十八年、西曆一六六一年。この時代に関する基本的な研究書たる謝國楨の『南明史略』（上海一九五七年刊）によれば、この年十二月、永曆帝は逃亡先のピルマでとらえられ、清軍の手中におちいり、翌年四月殺されている。

それでは、「永曆二十九年」という数字をめぐってどのような事情があったのか。この点にふれる前に寧洋県の位置を簡単に示しておこう。この地は、福建省の西南部、厦門から九龍江をはるかさかのぼった山間部にある。ちなみに、この場所を確認したのは、丁文江編『中国分省新図』（筆者が見たのは、一九三九年刊の第四版）によってである。最近中国で刊行された二、三の地図帳では、この地名を見出すを得なかった。行政区画の変更等によって消滅したのもあろうか。それはともかく、寧洋県が福建省にあったということが、この書物の刊行の事情に多少のかわりがあったと考えられるので、ここに、それを確認しておこうと思う。

そこで、次に本題にもどろう。永曆二十九年という、いわば架空の年記の付された『寧洋県志』の刊行をめぐる事情を明ら

かにする材料は、実は、『寧洋県志』そのものにある。『寧洋県志』は、明代以来、何回か刊行されているようである。そのなかで、『寧洋県志』一〇巻、康熙三二年（一六九二）序刊本というものがあり、前掲『中国地方誌総合目録』によれば、日本国内では、東洋文庫と内閣文庫に所蔵されている。その巻一〇雑事志・兵乱、の條につきのような記事がみられる。

康熙十三年（一六七四）三月、耿精忠、反して福州に據り、檄を傳えて各屬の郡縣に降らんことを諭す。二十八日、檄寧洋に至るも、文武の官は俱に隨順して、各々原職に仍る。四月、海澄公黃芳度、漳州に據り、陽わりて海上の命を受け、裨將を分遣して各屬縣を取らしむ。時に知縣常鉞禧、警を聞き、防守王邦富の異志有るを疑い、遂に永安遊擊梁鳳起に、協防を請う。八月初二日に至りて、城内の居民の郷に往きて逃避せんことを聴す。廿五日、海將蔡龍、衆を率いて來り、城を攻む。梁起鳳・王邦富、兵を統べて之を拒み、海兵敗退す。午後に至り、復た四集す。起鳳・邦富、力支えず、退きて城を嬰りて拒守す。海兵、勝に乗じて長驅して縣に至る。廿六日、四面攻圍す。九月初五日、海兵伴わり退く。是の晚、即ち兵を増し來攻す。王邦富、遂に青雲橋及び城外の民居を焼き、常鉞禧・梁起鳳と永安に遁走す。初六日辰刻、城破る。竊據すること三載、兩署の偽官、生民を刻剝し、此れ自り城郭坵墟となり、田廬棄廢せらる。十六年二月初四日、王師、之を克復す。

〔光緒寧洋県志〕光緒元年（一八七五）序刊 卷十二雜事

志・兵乱の條にこれと略ぼ同文の記事がある。多少の異同があるので、これをも参酌した。なお筆者が見たのは、『中国方志叢書』一〇三所収の影印本である。)

ここに出てくる耿精忠とは、元來清の有力武将で、福建地方において大きな勢力をたくわえていた人物である。呉三桂の乱が起きると翌年これに呼応して清に叛き、福建を根拠に周辺各省の一部を勢力下に置き、さらに台湾の鄭氏とも手を結んだ。しかし、一六七六年、清に降服し、一六八二年、殺された。寧洋県において、康熙十三年(一六七四)から康熙十五年(一六七六)まで足かけ三年にわたって存在していた状況は、このように、中国南部に鎮する有力武将が、つぎつぎと清朝に対して叛乱を起こすという、康熙帝治下の清朝支配体制における一つの危機が背景となっていたのである。寧洋県における、南明永曆政権の正朔を奉ずる勢力による足かけ三年にわたる支配は、以上、簡単に説明した政治史の大きな流れの中のはんの一エピソードとして極く短期間継続したものにすぎなかった。ちなみに、福建山間部におけるこの一件に関して、『清実録』に何か記載がないか調べてみたが、福建、浙江、江西地方における叛乱の詳細な状況を告げる記述の中に、何一つ情報を見出すことができなかった。

永曆二十九年、すなわち康熙十四年、仲春(陰曆二月)の序を付す『寧洋県志』は、前年九月六日(陰曆)清朝勢力が県城を逃亡してからおよそ半年にして成立したことになる。通常、この種の著作の完成には、如何に小規模のものであれ、相当の

日数を必要とするはずである。まして兵馬倥傯の間に事を運ぶのは容易なことではない。戦乱によって荒廃した地域は、書物の編纂作業を保障する条件を極めて劣悪にしているであろう。いわんや、当時のこの地の状況は、敵の攻勢によっていつ敗北するかわからないようなものであったと思われるのである。それを、清朝勢力の逃亡からわずかに六ヶ月程の間にひとつの書物を、いわばデッチあげている。これは、どういふことなのであろうか。この点についても、やはり、答えは、永曆『寧洋県志』そのものに見出すことができる。すなわち、その序文の後半に、次のようにある。

(前略)斯の邑に入るや、城郭空しく存し、人民逃散し、满目蓬蒿、真に灑涙に堪えたり。記室に甚至ては、之を回祿に付し、案牘はすでに盡く坑灰たり、即し冊籍を檢稽んと欲するも、豈に得べけんや。たまたま智井より舊誌を拾得したり。蓋し前令蕭亮の作る所なり。其の版映の遺失、十のうち二、三有り。(中略)其の夷虜の頹風を削り、我が明朝の舊典を復し、草創、略ぼ具わらん。(中略)、諸を梓人に命じ、千秋万世の下をして、中興の盛舉、文献の徴するに足るを知らしめんと云う。

ここに見える「前令蕭亮の作る所」の旧志とは、康熙元年(一六六二)序刊、蕭亮等輯の『寧洋県志』のことである。これは、国内では、現在東洋文庫に所蔵されている。永曆『寧洋県志』が、実は、右に引いた序文の記述からもわかるように、この康熙元年序刊の『寧洋県志』を利用していることは明らかなので

あるが、それがどの程度までのことか、両者を比較することによって一目瞭然となる。そして、極めて短期間に「改訂版」を出すことができた所以、および、永曆『寧洋県志』の莊重な序文の虚偽の個所とはつきりさせることができるのである。

康熙元年序刊『寧洋県志』と永曆のそれとの間には、細かく言うと、かなりの個所の相違があるのだが、一々これを掲げる煩に堪えないので、以下では、論旨の大筋にかかわることだけを述べて行く。

まず第一に、永曆志（以下、永曆二十九年序刊『寧洋県志』をこう略称する。）の序に、「……旧志を得たり。蓋し、前令蕭亮の作る所なり。其の版帙の遺失、十のうち二、三有り」と言っているが、これは真赤なウソ。康熙元年志（以下、康熙元年序刊『寧洋県志』をこう略称する。）の内容を永曆志は、そのまま流用しており、しかも、そこには、遺失のある形跡は見られない。十のうち二、三も失なわれていない。（ただし数丁分の版木を新たに起こしている）いうまでもなく、当面の敵方の作った康熙元年志の序文は、すべて削除されている。その点では、百パーセントそのまま版木を利用しているとはいえない訳だが。元来、前近代の中国の地方志は、先人の作った当該地方の地方志の序文を丹念に自分たちの編修したものに編入する習慣がある。たとえば、この康熙元年志は、明代の『寧洋県志』の序文を取め、この後、清朝治下に何回か編集されたものも、先行の県志の序跋の類いを丹念にひろい集めている。この点で永曆志は例外であるが、ここに、敵方である清朝との対立関係が、切迫しているということ、および、自らのよって立つ基盤が、

前王朝をある程度客観化しうるには程遠い状態にあったことをかいまみることができるとはなからうか。

第二に、内容を、そっくりそのまま流用しているわけであるが、しかし、すこしずつ、削除を行ってそこに別の字を埋めている。これが、「其の夷虜の頽風を刪り、我が明朝の旧典を復し」云々という永曆志序文に言うところの実体である。内容の点から言って、明らかに対清関係に関連する場合としては、康熙元年志に「国朝」とある所を「偽朝」と変えたり、「甲午以来」とあるところを「虜氣以来」と変えたり、「順治戊子乱」とあるところを「山寇戊子乱」と変えたりあるいは「鼎革後」とあるのを「虜変後」と変えると言った程度のものであって、「夷虜の頽風を刪り、明朝の旧典を復し」するなど大げさなことではないのである。

このあたり、莊重な漢文によって事を大げさに飾り立てる士大夫の文章と、それが表わす実体との間の乖離の格好の標本と言えるかもしれない。

もう一つ、康熙元年志と永曆志との間に、顕著な相違を見ることができるとは、前者の版式、文字等は、当時の出版物としては、ごくあたりまえの質を持っている。一方後者のそれは、まずめつたにないような拙劣な版が起こされたり、埋め木がなされている。当時、これらの資料が、どこで、どのようにして書物のかたちとしてとどめられたのか、そのあたりのことは良くわからない。しかし、後者については、戦乱のなかの寧洋県近辺において、しかるべき職人もみつからず、またみつかるに必要な時間もなく、止むを得ず、素人が、あるいは素人とあ

まり変らない程度の者に事を運ばせるしかない事情の中で刊行されたことが推測できるのである。

永曆志と康熙元年志との相違のもう一つの顕著な例。永曆志は九卷、康熙元年志は八卷、この巻数の違いは、永曆志に巻九雜事志が増補されていることによる。しかし、これも原物を見ると、わずか三丁が増えたのみで、内容も、寺院・道觀等についての極く簡単な記事が散見しているにすぎない。先行の康熙志との相違を強調するためだけにのみともかくふやしたのだという編者の意図を明白に見てとることができる。

以上みてきたところから、永曆志が、わずか半年ほどの間に刊行が可能となったこと、そして、そのようなことを行つた意図も理解することができるであろう。その成立の事情からして、永曆志の内容が全くとるに足らないものとなることは必然的結果であつた。しかし、地方の小権力が、自己の據点をともかく確保することができるやいなやこのような地方志の刊行を急いだこと、そういう特異な情況のうちに、中国の地方志の刊行が、一般的に言つて、どのような意図のもとに行われるのか、その意図が、どのような性格のものであつたのか、これを、われわれは、端的にみてとることができるのである。この点に、この片々たる永曆志のもつ一つの意味を見出すことができるのではなからうか。

永曆志については、各種書目類、各種機関の蔵書目録類に、その存在を確認できなかった。現在のところ、天下の孤本と言つても良いかもしれない。また、先行の各志の序文を集めて、

その巻十一下、芸文志下に収めている『光緒寧洋県志』も、永曆志については、全く沈黙している。光緒志の編纂された頃、すでに中国では永曆志は湮滅していたのか、それとも、清朝側にとつては「賊」のやつたことに触れることをはばかったのか。いずれにしても、永曆志の現状は、その刊行の状況からして、なるべくしてなつたといつて良からう。むしろ、現在まで残っているということが、おかしいくらいのことかもしれない。

永曆志は、明治九年に、当時の東京書籍館に文部省より交付されている。西村正守・佐野力「東京書籍館における旧藩蔵書の収集」(『図書館研究シリーズ』十五号所収)に翻刻されている文部省よりの交付書目で、石川県の項に「寧洋県志 二冊」とあつて、かつて加賀藩のものであつたことは間違いない。前田家の典籍聚集は、余りにも有名であるが、永曆志のような、片々たる資料までが、その収集対象となつていたということは、前田家による収集が、いかに徹底的なものであつたかということに、思いを致させるのである。

(東洋文庫所蔵資料の利用に際して、同文庫の鈴木立子氏の教示を受けた。記して謝意を表する次第である。)

付記 小稿校正中に、崔建英「永历(寧洋县志)版本识辨」(『文物』一九八三年一二期)のあることに気づいたが、残念ながら参考にすることができなかった。併せて参照を乞う。なお、この論文が依拠する材料は、当館所蔵本の複写マイクロフィルムである。